


所管部課	福祉部 障害福祉課	部長	田口 茂夫			
件名	東大和市福祉タクシー事業実施要綱の一部を改正する訓令について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市福祉タクシー事業利用券については、年2回（4月・10月）に分割して交付しているが、対象者の利便性を考慮し、平成31年4月交付分から年1回（4月）の一括交付とする旨、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用券の交付月（4月・10月）を削除し、「毎年4月に、同月から翌年3月までの12箇月分を交付する」に改める。 ・東大和市福祉タクシー券の文言整理 <p>(2) 施行日</p> <p>決裁日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>一括交付することで、対象者の利便性を増すことができる。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし。</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに改正の手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。